

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	障害者福祉に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

長野市は、障害者福祉に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

長野市長

## 公表日

令和3年8月2日

# I 関連情報

## 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	障害者福祉に関する事務
②事務の概要	<p>1. 身体障害者手帳 身体障害者福祉法に基づく身体障害者手帳に関する各種事務を行っている。特定個人情報ファイルは、番号法の規定に従い、次の事務で利用している。 ①身体障害者手帳の交付に関する事務 ②身体障害者手帳の氏名の変更又は居住地の移転、再交付、返還に関する事務 ③身体障害者手帳交付台帳の整備に関する事務</p> <p>2. 精神障害者保健福祉手帳 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく精神障害者保健福祉手帳に関する各種事務を行っている。特定個人情報ファイルは、番号法の規定に従い、次の事務で利用している。 ①精神障害者保健福祉手帳の交付の申請の受理に関する事務 ②精神障害者保健福祉手帳の氏名の変更又は居住地の移転、再交付、返還に関する事務</p> <p>3. 特別障害者手当／障害児福祉手当／福祉手当 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく特別障害者手当若しくは障害児福祉手当、国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第九十七条第一項に基づく経過的福祉手当に関する各種事務を行っている。特定個人情報ファイルは、番号法の規定に従い、次の事務で利用している。 ①障害児福祉手当又は特別障害者手当の受給資格の認定に関する事務 ②特別障害者手当、障害児福祉手当又は福祉手当所得状況届に関する事務 ③特別障害者手当、障害児福祉手当又は福祉手当氏名の変更又は居住地の移転に関する事務</p> <p>4. 自立支援給付(介護給付費、訓練等給付費、特定障害者特別給付費、高額障害福祉サービス費、地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、自立支援医療費(更生医療、精神通院医療)、療養介護医療費、補装具費)／地域生活支援事業(日常生活用具、移動支援サービス、障害者自立生活訓練) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する各種事務、障害福祉サービスの提供に関する各種事務を行っている。特定個人情報ファイルは、番号法の規定に従い、次の事務で利用している。 ①自立支援給付(自立支援医療費を除く)の支給に関する事務 ②自立支援給付(自立支援医療費を除く)の支給決定の変更に関する事務 ③自立支援医療費の支給認定に関する事務 ④自立支援医療費の支給認定の変更に関する事務 ⑤地域生活支援事業の実施に関する事務</p> <p>5. 特別児童扶養手当 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく特別児童扶養手当の支給に関する各種事務を行っている。特定個人情報ファイルは、番号法の規定に従い、次の事務で利用している。 ①特別児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求の受理に関する事務 ②特別児童扶養手当の額の改定の請求の受理に関する事務 ③所得状況の届出の受理に関する事務</p> <p>6. 障害児通所給付等(障害児通所、高額障害児通所、肢体不自由児通所医療、障害児相談支援) 児童福祉法に基づく障害児通所給付費等の支給等に関する各種事務を行っている。特定個人情報ファイルは、番号法の規定に従い、次の事務で利用している。 ①障害児通所給付等の支給に関する事務 ②障害児通所給付等の支給決定の変更に関する事務</p>
③システムの名称	障害者福祉システム 障害者自立支援システム 特別児童扶養手当システム 番号連携サーバ(団体内統合宛名システム) 中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
障害者福祉情報ファイル 障害者自立支援情報ファイル 特別児童扶養手当情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 項番8、11、12、34、46、47、84 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第8、11、12、25、37、38、60条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 <情報照会>: 項番10、11、12、20、53、66、67、68、69、85、108、109、110 <情報提供>: 項番8、10、11、16、20、26、27、28、31、53、54、55、56の2、57、79、85の2、87、106、108、109、116
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部 障害福祉課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部 庶務課 情報管理室 380-8512 長野市大字鶴賀緑町1613番地
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	保健福祉部 障害福祉課 380-8512 長野市大字鶴賀緑町1613番地 電話番号 026-224-5030

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年10月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年10月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ O ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ O ] 自己点検 [ O ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

